

特定非営利活動法人建設技術監査センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人の名称は、特定非営利活動法人建設技術監査センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県千葉市中央区登戸一丁目23番16号六羊ビルに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人設立の目的は、工事監査（建設技術調査）を実施することにより国土整備事業の企画・調査・設計段階における照査（適合性の検証及び有効性のレビュー）及びコスト縮減案（VE）を提案する事、工事段階における契約の適正化及び施工中の品質確保に貢献する事であり、社会資本整備事業の企画・設計・施工方法から運用計画に対し、調査し、機能・品質・コスト・工期・安全・環境に係る最適技術を提案する事業を行い、市民の生命、安全を守り、社会に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 企画・設計段階に於けるインフラ整備事業の調査及び評価事業
- ② 建設工事中に発生した事故・災害の原因調査及び評価事業
- ③ 次世代建設技術者の指導及び育成に関わる評価事業
- ④ 一般市民に対し、正しい公共事業のありかたに関する普及啓発事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法(平成10年法律第7号 以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由が無い限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名する事ができる。この場合、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。

(抛出品品の不返還)

第12条 既に納入した入会金及びその他の抛出品品は返還しない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第13条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事の内1人を理事長、若干名を副理事長及び専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長、専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えてはならない。

4 法20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

5 監事は、役員又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序に従いその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために、必要がある場合には総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

5 専務理事は理事長、副理事長を補佐し、この法人及びその理事会の運営が滞りなく行われるようその業務を執行する。

(任期)

第16条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わな

けばならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けた時には、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至った時には、理事会の議決によりこれを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) 除名
- (11) 資産の管理の方法
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事より招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。この場合において議長が選任されるまでの仮議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定したものの外、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等となるものとする。

- 2 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知した事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、この法人と正会員との関係につき議決する場合においては、その正会員は、議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要と議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があった時は、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決において、この法人と理事との関係につき議決する場合においては、当該理事は、その議事に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項について、議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面による表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）。
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) その他必要と思われる事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動事業に関する資産のみとする。

(資産管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度毎に理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、その後新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設ける事ができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予備費の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正を行うことができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めているもののほか、借入金の借入れその他の新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、且つ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始の決定
- (6) 所轄庁による、設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により、この法人が解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散した時は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）した時に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者の内、社団法人日本技術士会に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して、これを行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載しておこなう。

第10章 顧問、相談役

(顧問、相談役の任命)

第56条 この法人には、顧問、相談役を置くことができる。

- (1) 顧問、相談役は理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- (2) 顧問、相談役は理事会に出席して、意見を述べることができる。

第11章 事務局

(事務局の設置等)

第57条 この法人内にこの法人の事務処理のため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

第12章 雑 則

(細則)

第58条 この定款の施行についての必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項に関わらず、次に掲げるものとする。

理事長	五艘 章
副理事長兼事務局長	佐分利 篤志
副理事長	三好 正夫
副理事長	松井 隆
専務理事	佐方 信之
専務理事	鳥居 敬一郎
専務理事	佐伯 勲
専務理事	細川 泰一
理 事	杉浦 右藏
理 事	中島 清
理 事	小林 健郎
理 事	山田 秋夫
理 事	大槻 桂三
理 事	中村 憲司
理 事兼事務局次長	五艘 裕志
理 事	野田 竜吾
監 事	美保 哲夫

3. この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定に関わらず、この法人が成立した日から平成19年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第43条の規定に関わらず設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|----------|-------|----------------------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 10,000 円 |
| | 会費 年額 | 12,000 円 |
| (2) 賛助会員 | 入会金 | 1 口 50,000 円 (1 口以上) |
| | 会費 年額 | 30,000 円 |

附 則

1. この定款は、平成30年6月18日から施行する。
2. 従前(平成17年9月12日施行、平成27年7月1日改訂)の定款は廃止する。